

令和3年4月30日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和3年4月26日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所と事業主体の概要

事業所の名称	ゆうなぎ九十九里
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 (通称：グループホーム、認知症高齢者グループホーム) 介護保険事業所番号1275900213
サービスの定義 介護保険法 第8条第20項	要介護者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
所在地	〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1 電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335
開設年月日	平成17年10月 1日開設、利用定員9人（一番館）
共同生活住居	平成23年 4月 1日開設、利用定員9人（二番館）
利用定員	
事業主体	〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3 (商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい) 電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要

予定していた日時、会場

令和3年4月26日13時30分から  
当ホーム二番館のリビングダイニング

会議の構成

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当ホーム入居者</li> <li>・地域住民</li> <li>・ちどりの会<br/>(当町所在、ボランティア団体)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当町健康福祉課</li> <li>・当町地域包括支援センター</li> <li>・当町社会福祉協議会</li> <li>・当ホーム管理者、当社代表者</li> </ul> |
|----|---|---|

予定していた議題等

1. 入居者情報（保険者、要介護度等）
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 通院同行等
4. 課題～新型コロナウイルス感染症流行下における課題
5. 研修体制の確保、実施
6. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	大網白里市	長生郡白子町	茂原市	計
人数	13	1	2	1	17
増減	-1				-1

4月22日、当町を保険者とする二番館入居の1名が死亡による退去。

当該入居者は令和2年9月30日付地域密着型サービス運営推進会議代替資料4頁3. 通院同行等において、総合病院旭中央病院のエピソードの入居者。

4月21日早朝に居室にて転倒、直ちにバイタルサイン\*の測定を行ったところ、呼吸、脈拍、血圧、意識レベルの低下がみられ、主治医（訪問診療）に相談したところ、救急搬送の必要性を認められたことで、救急車を要請。しかし、昨今の医療状況のひっ迫さもあってか、要請から搬送までに2時間余りを要し、茂原市にある長生郡市広域市町村圏組合公立長生病院に搬送。

その後、容態が重く、その日のうちに、さらに救急車で市原市にある独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院の I C U に搬送。発熱はみられないものの、肺炎の影が観察され、呼吸、血圧、意識レベルの低下が顕著、血液検査等の結果、敗血症が進行しており、多臓器不全、腎不全の様相を呈しているとの説明を受け、この日がひとつの峠、山であるとの説明を受け、本人の体力次第ではあるが、数日の余命かとの見通しであると添えられた。このため、家族等、本人が有する事情により音信が途絶え、身寄りがおらず、当社代表者が身元引受人兼連帯保証人に就任し、診療上の同意を付与。また、こうした事情と、生活保護受給者であったことから、当社代表者が事務部門に、実施機関である山武健康福祉センター（山武保健所）等と連携をさせ、死亡した際の送迎、火葬等の準備を遺漏なくするように指示。

この日の転倒をするまで、当ホームの記録上、少なくとも過去 1 カ月遡っても、有意な体調の変化を示すものは見当たらず、また、直前で 2 週間に 1 度の訪問診療による主治医の診察を受けており、当初、この日の転倒をきっかけとしたものと強く疑われたが、転倒とは関係性を見出すことができず、以前から進行していたものと診察された。

翌日、4 月 22 日午前、主治医から当社代表者宛電話連絡があり、人工透析を実施しないと生命が維持できない状態であるとの申し出があり、同意。同日 17 時頃、当社代表者が同院 I C U にて主治医から死期は近く、積極的な治療、侵襲をともなう治療は困難との説明があり、緩和的治療、痛みや苦しみを取り除く、安楽的な処置についての同意をする。説明の後、I C U の相談室で看護師（管理職）と個別に面談し、死亡した際の説示を受ける。

同日 21 時頃、当社代表者が同院から本人死亡との電話連絡を受け、22 時頃同院にて対面。当社代表者が、同院に向かう際、事務部門が実施機関の山武健康福祉センター（山武保健所）と連携した葬儀社の手配を事務部門に指示。23 時 10 分頃、葬儀社が同院に到着。遺体は火葬の日時が決

するまで葬儀社に安置。

4月25日（日）9時30分から、山武郡市広域斎場にて茶毘。当社代表者、当社事務職員2名が収骨。骨は葬儀社が引取り、山武郡市内の篤志家の寺院納骨堂に納めるとのこと。

## ② 要介護度等

前回当会議開催時とほぼ変化はなく、例えば新型コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にもなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながったとは考えていない。しかし、今後、長期化し、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかとの懸念を有している。

## 2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 本日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。
- ② 4月16日、役職員の同居家族Aが勤務する老人福祉施設においてクラスター感染の事案が発生。同居家族Aが保健所から濃厚接触者の認定を受け、PCR検査を受検（結果は陰性）。念のため、この日から2週間の自宅内における隔離に入る。あわせて、この役職員もこの日から4月30日まで出勤を停止し、同居家族Aと同様、自宅内における自主的な隔離した生活を送る。毎日、保健所からの電話による経過観察があったという。この役職員は5月1日から勤務に復した。
- ③ 一部報道によれば、新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールとして4月12日から高齢者のうち施設等入所（居）している者から実施するとのことであるが、当社当ホームには行政当局から具体的な連絡はない。この件については、集団接種会場における接種も想定されているようであるが、当社当ホームとしては、接種は訪問診療の主治の医師らによる訪問を受け、接種されるよう要望していく。この点、既に当社当ホームの訪問診療を実施する、みんなのライフサポートクリニック大網に協力を要請している。

- ④ 4月、千葉県が当ホームで、職員を対象とするPCR検査を実施した。検査日において陽性の者はなかった。なお、ダブルワーク等で重複することとなる数人の職員は受検しなかったが、いずれも陽性の報告は受けていない。※当社当ホーム僚施設たる、ゆうなぎ白子に所属する職員においては全員が受検し、同様、陽性の者はなかった。PCR検査はあくまで検査当日、受検した時点においての陽性か陰性かを判断するものであって、感染拡大防止に絶対の効果があるものではないが、継続した検査の実施を要望していく。

### 【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にともなう面会謝絶を発して以降、継続中（詳細は前回資料、当社WEBサイトを参照）。

#### 面会謝絶に関する事柄

1. 原則面会謝絶
2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
4. 面会時における湯茶、菓子等の供給を停止
5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

#### 3. 通院同行等

前々回（令和3年1月25日）会議資料のとおり。

定期受診は訪問診療、通院などは実施、緊急、専門医の受診は躊躇せず実施

#### 4. 課題～新型コロナウイルス感染症流行下における課題

前々回（令和3年1月25日）会議資料のとおり。（1）（2）は再掲。

##### （1）入居者の直接的な処遇に関する件

- ① 運動量の低下
- ② 面会機会の大幅な減少
- ③ 心身の健康に及ぼす影響

## (2) 役職員の資質向上に関する件

前回までと同様、これらの課題について、これまでの業務進捗を覆す決め手となる方策は立案しかねており、当然ながら有効な実践ができていない。当社においては、こうした状況にあるのは外部要因であるから、やむを得ないとする空気感が醸成されている。緊急事態宣言が解除されたが、それと同時に、むしろ感染の拡大が急ピッチで進んでいくような状況とさえ解することができる中、感染防止に全て劣後するのは当然であるとの認識が、これまでとは異なり、既に強固になっている観がある。例えば、こうした状況だから中止せざるを得ないであるとか、そもそもそれはできないのではないか、こういった言葉がしばしば聞かれる。確かに、こうした状況では、事前に資質向上に資する取り組みの準備はおろそかになり、日々発生する事案にその都度判断をして解決することとなって、じっくりと考えて準備をするような取り組みは不可能な状態となっている。

### 5. 研修体制の確保、実施

- ① 昨年2月以降、外部の研修等についての受講等は一切見合わせている。
- ② 社内における研修、講習は、昨年2月まで役職員一斉に毎月、当町つくも学遊館の研修施設を借りて実施していたところ、密を回避するため実施していない。
- ③ 法令で規定のある身体拘束に関する件については、ルーティンで月次に資料配布閲覧回覧にて実施。
- ④ 新規入職、中途入職、ボトムアップ、レベルアップ等の研修については、外部で実施する研修等、上掲のとおり見合わせている関係上、オンラインのストーリーミング教材を用い、主に映像によるものを個々に実施している。介護技術については、映像だけではこんなんなこともあり、また、グループワークを実施できない状況は、チームを編成して問題解決に当たる技術の育成には不向きである。

### 6. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、今回は6月28日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催

に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先  
事業主体) 株式会社 相 生  
代表者) 代表取締役 萩原 将之  
電話 0475-36-5711